

建設業の事業主の皆さまへ

工事現場以外（「事務所」、「土場」等）も
労災保険の加入（成立）が必要です。

～加入（成立）手続きが済んでいない場合は速やかに手続きをしましょう～



労働保険の適用

建設業に適用される労働保険は3種類

保険の種類		加入の義務	給付の概要
労災保険	工事現場 <small>・請負金額1億8千万円以上（税抜き）等の一定の要件を満たす工事の場合、工事毎に労災保険の加入（成立）が必要です。</small>	元請事業の事業主	工事現場作業に従事する労働者に起きた業務災害や通勤災害に対する労災給付
	工事現場以外（※）	工事現場以外の業務に従事する労働者を雇用する事業主	工事現場以外の業務に従事する労働者に起きた業務災害や通勤災害に対する労災給付
雇用保険		雇用保険の適用基準(☆)を満たす労働者を雇用する事業主 <small>☆「週の所定労働時間が20時間以上あること」かつ「31日以上の雇用見込みがあること」</small>	労働者が失業した場合の失業等給付や雇用継続給付等

※ 工事現場以外の労災保険とは

下請専門であっても必要です

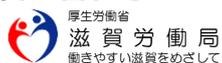
「特定の工事現場に付随しない業務」に対する労災保険です。

- 直接雇用している労働者が
- 元請事業に関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していない
- 自社の「事務所」「土場・資材置場」「作業場（工場）」「トラック置場」等で
- 以下の作業に従事している
 - 事務、営業、見積、契約、入札参加
 - 型枠・重機・電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス等の作業
 - 部材や製品の製造、加工作業
 - 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
 - 自社施設の修繕
 - 工事の有無を問わず継続して製造を行っている作業場（工場）における作業

など

- ✔ 労働保険の加入の必要性は、裏面のチェック表をご参照ください。
- ✔ チェックの結果、加入する必要がある場合は、事業場を管轄する労働基準監督署で相談をしてください。

お問い合わせ



労働保険徴収室

〒520-0806
滋賀県大津市打出浜14番15号
滋賀労働総合庁舎 3階
TEL077-522-6520

「工事現場以外の労災保険」
の詳細はこちらをご確認ください



滋労徴 071202

必要な労働保険の加入（成立）はお済みですか？

元請工事をしている



工事現場の労災保険
が必要です。



詳しくは、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署におたずねください。

労働者を雇用している

工事現場以外の労災保険
が必要です。



工事現場以外の作業(◇)がある

工事現場以外の作業(◇)がない

工事現場以外の作業(※)がない場合、加入の必要はありませんが、状況が変わり次第、すみやかに加入の手続きをして下さい。

◇工事現場以外の作業とは「特定の工事現場に付随しない業務」のことです。

詳しくは、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署におたずねください。

雇用保険の適用基準(☆)を
満たす労働者を雇用している

雇用保険が必要です。

☆「週の所定労働時間が20時間以上あること」かつ「31日以上雇用見込みがあること」です。

詳しくは、事業所の所在地を管轄するハローワークにおたずねください。

保険料の計算



工事現場以外の作業(◇)の労災保険料は、その業務に従事した労働時間分について、賃金台帳、出勤簿、出面表、勤務表等で算出(日割や時間割等)した賃金総額を保険料の算定基礎額として計算してください。賞与についても同様です。

費用徴収制度について



未手続中の災害で保険給付を行った場合、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することがあります。

ご相談は

- ◆加入(成立)に関すること
滋賀労働局労働保険徴収室 または
事業場を管轄する労働基準監督署
- ◆労災の給付に関すること
滋賀労働局労災補償課 または
事業場を管轄する労働基準監督署

滋賀労働局

検索

